令和6年度
花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務
条件付一般競争入札　公募日程

月	日	曜日	事　　項
7	15	月	
	16	火	堺市公園協会ホームページに掲載
	17	水	
	18	木	
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	入札参加の申込み締切日 （書留）　午後5時まで（必着）
	24	水	
	25	木	仕様書等に関する疑義　質問締切日 （電子メール）　午前11時30分まで
	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等の交付 午後4時30分まで
	30	火	
	31	水	
8	1	木	
	2	金	
	3	土	
	4	日	
	5	月	入札書提出締切日 （書留）　午後5時まで（必着）
	6	火	入札書の開札　午前11時
	7	水	
	8	木	
	9	金	
	10	土	
	11	日	
	12	月	業務開始

業　務　概　要

業　務　名	花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務	
業 務 番 号	２０２４－４１０	
契約担当課	業務課　緑化推進グループ	担当：岡部・半田
担当課等連絡先	Tel　０７２－２４５－００７０	Fax　０７２－２４５－００６９
施行場所等	堺市内	
業務内容	別紙仕様書等のとおり	
入札参加資格	次の（１）を満たす者 （１）下記①から⑩まで満たす者 ①地方自治法施行令第１６７条の４及び堺市契約規則第３条の規定に該当しない者かつ公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第３条の規定に該当する者。 ②堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、業種及び種目「064090　その他計画策定等」で登録している者。 ③入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱による入札参加停止または入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む）を受けていない者かつ(公財)堺市公園協会入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者。 ④会社更生法第１７条に規定する更正手続き開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法第３０条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法１９９条に規定する更正計画認可の決定（旧法第２２３条に規定する更正計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法１７４条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。 ⑤入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者。また、排除要綱第５条第２号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。 ⑥当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、 他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。） ⑦仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。 ⑧組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。 ⑨入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。 ⑩登録要綱第３条第１項に定める業者であること。	
契約予定期間	令和６年８月１２日～令和７年３月３１日	

※ 詳細については、仕様書、入札説明書等をご覧ください。

入　札　説　明　書

１　契約（業務）担当課

〒５９０－０８０３
公益財団法人堺市公園協会　業務課　緑化推進グループ　担当：岡部・半田
電話　０７２－２４５－００７０
FAX　０７２－２４５－００６９
E-mail　park-a.sakai@sirius.ocn.ne.jp

２　条件付一般競争入札に付する事項

（１）業務名
花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務
（２）業務内容等
別紙「花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務」特記仕様書等のとおり
（３）履行期間
令和６年８月１２日～令和７年３月３１日
（４）契約方法
総価契約
（５）最低制限価格
設定しない

３　条件付一般競争入札参加資格

次の（１）を満たす者
（１）下記①から⑩まで満たす者
①地方自治法施行令第１６７条の４及び堺市契約規則第３条の規定に該当しない者かつ公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第３条の規定に該当する者。
②堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、業種及び種目「064090　その他計画策定等」で登録している者。
③入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱よる入札参加停止または入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）を受けていない者かつ公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者。
④会社更生法第１７条に規定する更正手続き開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法第３０条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法１９９条に規定する更正計画認可の決定（旧法第２２３条に規定する更正計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法１７４条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
⑤入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱を含む。）を受けていない者。また、排除要綱第５条第２号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
⑥当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、 他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）
⑦仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
⑧組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。
⑨入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。
⑩登録要綱第３条第１項に定める業者であること。

4　条件付一般競争入札参加の申込み

前記条件付一般競争入札参加資格を全て満たし、当協会への入札参加を希望する者は入札関係書類を熟読の上、受付期間に、必要事項を記載した条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書を、下記提出先に一般書留又は簡易書留で提出しなければならない。

（１）受付締切

令和６年　７月２３日（火）まで（午後５時必着）　郵送　持参不可

（２）提出書類等

①　条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書

（３）郵送先

〒５９０－０８０３
堺市堺区東上野芝町１丁４番地３（２Ｆ）
公益財団法人堺市公園協会

5　条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

前記４の入札参加の申込みを行った方へ、当協会より条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等、入札に必要な書類を下記の予定で交付しますので来所ください。なお、ホームページに掲載しております「条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書」を印刷し、記載例のとおり記入・押印の上、必ずご持参ください。

関係書類交付日

令和６年　７月２９日（月）午前９時３０分から午後４時３０分まで（厳守）
（ただし、正午から１２時４５分の間は除く）

交付場所

堺市堺区東上野芝町１丁４番地３（２Ｆ）
公益財団法人堺市公園協会

6　仕様書等に関する疑義

仕様書等の入札関係書類において疑義がある場合は、電子メール
e-mail(park-a.sakai@sirius.ocn.ne.jp)にて質問すること。
その際、質問のある業務名を件名とし、メール本文には質問者の名称、商号、担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E メールアドレスを明記の上、質問してください。

（１）質問締切

令和６年　７月２５日（木）午前１１時３０分まで

（２）回答

令和６年７月２９日（月）条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等の交付の際、文書にてお答えします。

7　入札方式

本業務の入札方式は、条件付一般競争入札とする。

8　入札方法

（１）入札は**郵便入札**で行う。
（２）入札は当協会指定の入札書にて行うものとし、これによらない場合は失格とする。
（３）入札書に記載される金額は総価で行う。

（４）契約方法は総価契約でおこなう。
（５）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税相当額」という）を加えて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載すること。

９　入札書の封かん

入札書は必ず当協会から交付する封筒（緑色）に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。また、封筒の裏面には必ず会社名を記載すること。

１０　入札書の提出方法

入札書は下記提出期間の間に**必ず一般書留又は簡易書留にて郵送**すること（**持参不可**）。なお、必ず当協会指定の入札書、入札書封入用小封筒（緑色）、入札書郵送用大封筒（青色）にて入札するものとし、一度提出された入札書の引換え、変更又は撤回は一切認めない。また、入札書が提出締切日までに提出されなかった場合、若しくは当協会指定の入札書、封筒を使用していない場合は、当該入札を無効とする。

（１）提出締切

令和６年　８月５日（月）午後５時まで（必着・持参不可）

（２）提出先

〒５９０－０８０３
堺市堺区東上野芝町１丁４番地３（２Ｆ）
公益財団法人堺市公園協会
（既に入札書郵送用大封筒に記載済）
※必ず「郵便による入札の注意事項」（入札参加者に配付します）を熟読の上、入札に参加すること。

１１　開札等

（１）開札の日時及び場所

ア　日時　**令和６年　８月６日（火）午前１１時００分**
イ　場所　堺市堺区東上野芝町１丁４番地３
　　公益財団法人堺市公園協会　2F 会議室

（２）開札への立会い

開札は公開とし、入札参加者の内、開札への立会いを希望する者は立ち会うことができる。ただし、その際は、開札場所への入室は１入札に対して１名とし、入室の際に**「条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書」**の提示が必要となります。

（３）開札時に持参する物

・条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書
・委任状（代理人が出席する場合のみ）

（４）開札

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、契約の手続き（落札決定後、５日以内に契約締結をする。）に入ります。また、落札候補者が当該業務の契約に応じない場合は、当該入札を無効（公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止の措置を行うことがある）とし、予定価格の制限範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者のうち、次順位以降の者を順次繰り上げ、落札候補者とする。

（５）同価の場合の取扱い

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、その場で直ちに、くじ

引きを行い落札候補者を決定します。なお、入札者が当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、これに代えて、当該入札事務に関係のない当協会職員にくじを引かせるものとします。

（６）入札回数
入札回数は、１回限りとする。地方自治法施行令第１６７条の８及び公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第２１条に規定する再度入札は実施しない。

（７）落札候補者がないとき
入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、後日、速やかに入札方法を改めて新たに入札を行います。

（８）入札結果の連絡
落札者にのみ、電話にて入札結果を連絡します。なお、入札結果は後日、公益財団法人堺市公園協会ホームページ（https://www.sakai-park.or.jp/）の入札情報に公表する予定です。

１２　入札参加停止の措置等を受けた入札参加者または落札者について

公益財団法人堺市公園協会理事長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としない。また、理事長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（１）、（２）、（４）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（３）に該当した場合は、契約を締結しない。

（１）「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」及び公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱による入札参加停止または入札参加回避（改正前の「堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止または指名回避を含む。）の措置を受けた場合。
（２）会社更生法第１７条に規定する更正手続き開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法第３０条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法１９９条に規定する更正計画認可の決定（旧法第２２３条に規定する更正計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法１７４条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者の場合。
（３）入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む）の措置を受けた場合、また、排除要綱第５条第２号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者の場合。
（４）（１）、（２）、（３）のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合。

１３　入札の辞退

入札を辞退する場合は、<u>必ず当該案件の開札日の前日（土・日曜日、祝日の場合はその前日）までに</u>入札辞退届を、前記１契約（業務）担当課に提出してください。<u>ただし、入札書を既に提出した場合、入札の辞退は出来ません。</u>

１４　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
（２）入札書提出の際には必ず「郵便による入札の注意事項」を熟読の上、当協会が定めた提出方法にて提出すること。なお、当協会が定めた提出方法以外で入札書を提出した場合は無効とする。

（３）当協会へ提出する書類に虚偽の記載をした場合は、公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき入札参加停止等の措置を行うことがある。

（４）入札参加者は地方自治法、同法施行令、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則、業務概要、特記仕様書、契約書（案）、入札説明書等の内容及びその他契約条件を熟知のうえ入札に参加すること。

（５）入札保証金

免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約締結に応じないときは、落札金額の１００分の３に相当する違約金を徴する。

（６）契約保証金

要（契約金額の１００分の１０以上。ただし利子は付さない。）。ただし、下記のア～ウに該当する場合は、免除する場合がある。

ア　保険会社との間に当協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ　過去２年間に、当協会、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき（当協会以外の場合は、履行実績証明書が必要）。

ウ　契約金額が、1,000,000 円以下であるとき。

（７）入札の中止等

入札に関し、入札参加者が不正な行為を行った場合、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合等、本入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

（８）入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

イ　入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。

ウ　入札書に記名押印がないとき。

エ　入札金額を訂正した入札。

オ　鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書に記入したとき。

カ　１つの入札に対して２通以上の入札書を提出したとき。

キ　本件公示に示した入札に参加する資格のない者がした入札。

ク　本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札。

ケ　入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。

コ　入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。

サ　代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。

シ　入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

ス　その他、公正な入札執行を阻害する入札。

セ　当協会が定める提出方法以外の方法で入札書を提出したとき。

ソ　その他入札に関する条件に違反したとき。

タ　その他堺市契約規則第２２条及び公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第２０条に該当する入札。

（９）契約の締結日

落札決定後、５日（土・日・祝を除く。）以内に契約を締結することとする。

案

委 託 契 約 書

収入印紙

貼付

業務名	花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務
履行場所	堺市内
履行期間	令和６年８月１２日～令和７年３月３１日
契約金額	総価契約￥　　円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　円）
契約保証金	要 落札金額の10/100以上（ただし、利子は付さない。） なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。 (1)　保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。 (2)　過去2年間に、国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。 (3)　契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

上記の業務について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　住　所　堺市堺区東上野芝町１丁４番地３
名　称　公益財団法人堺市公園協会
代表者　理事長　　加勢　英哉

受　注　者　　住　所
名　称
代表者

（総　則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下単に「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書、別紙仕様書その他の関係書類（以下これらを「契約書類」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

２　受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下単に「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に発注した数量を乗じて得た額（以下「発注総額」という。））を契約代金として支払うものとする。

３　この契約における期間の定めについては、契約書類に特別の定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによるものとする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（管轄の合意）

第２条　この契約に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（業務実施計画書等の提出）

第３条　受注者は、この契約の締結後、直ちに業務実施計画書及び業務に必要な関係書類を作成し、発注者に提出するものとする。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者のこの契約から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

３　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、この契約から生じる債権の譲渡により得た資金をこの契約の業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第５条　受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。

（再委託の届出等）

第６条　前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。

２　受注者が前項の規定により業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱第２条第１項の規定による入札参加停止を受けた者、また、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成１１年制定）第２条第１項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成２４年制定）第３条第１項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第１９条第１０号に該当する者を再委託先としてはならない。

(2) 受注者は、再委託先の行為の全てについて責任を負うものとする。

３　受注者は、第１項の規定により業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方（以下「再委託先等」という。）が、堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

４　発注者は、受注者が第１項の規定による届出を経ずに再委託した場合、入札参加停止者を再委託先とした場合又は入札参加除外者若しくは第１９条第１０号に該当する者を再委託先等とした場合は、受注者に対して、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

（不当介入に対する措置）

第７条　受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第２条第１号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

２　受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

３　発注者は、受注者が発注者に対し、前２項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

４　発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第１項の規定による報告及び届出又は第２項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は履行方法を指定した場合において、契約書類に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（法令上の責任等）

第９条　受注者は、業務に従事する者及び第１１条に規定する業務責任者の使用者として、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、最低賃金法（昭和３４

年法律第１３７号）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

（監督員）

第１０条　発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に報告しなければならない。監督員を変更したときも、また同様とする。

２　監督員は、この契約の他の条項に定める職務（第１６条第２項の規定による検査及び第４項の規定による再検査の規定による検査を除く。）を行う権限のほか、次に掲げる行為を行う権限を有する。

(1) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(2) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 契約書類に基づき受注者が作成した書類の承諾

(4) 契約書類の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

（業務責任者）

第１１条　受注者は、業務を履行するに当たっては、業務責任者を定め、その氏名等を発注者に報告するものとする。業務責任者を変更したときも、また同様とする。

２　業務責任者は、この業務の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額（単価契約にあっては契約単価）の変更、履行期間の変更、契約代金の支払いの請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

（業務内容の変更）

第１２条　発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額（単価契約にあっては契約単価）又は契約内容を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定める。

２　受注者は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに発注者にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

（臨機の処置）

第１３条　受注者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、その処置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

（立会・報告）

第１４条　発注者は、必要があると認めるときは、この業務の履行に立ち会い、又は受注者に対し報告を求めることができる。この場合において、発注者は、業務の履行が適正でないと認めるときは、その補正を求めることができる。

（損害の負担）

第１５条　受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に関し、第三者（発注者の職員を含む。）に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（検査）

第１６条　受注者は、業務が完了したときは、発注者に対して業務完了届を提出しなけ

ればならない。
２　発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その受理した日から起算して１０日以内に検査しなければならない。
３　前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。
４　受注者は、検査の結果、契約書類の記載内容及び発注者と受注者の協議により定めた事項と適合しない部分について発注者から改善指示を命ぜられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。

（契約代金の支払）

第１７条 受注者は、前条第２項の規定による検査又は第４項の規定による再検査に合格したときは、次のとおり支払請求書を発注者に提出し、契約代金(単価契約の場合にあっては発注総額とする。)の支払いを請求するものとする。

業務完了後　一括払

￥○,○○○,○○○円

２ 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から起算して３０日以内に受注者に支払わなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第１８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第４条第３項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
(2) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
(3) この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその発注者の職務の執行を妨げたとき。
(4) 受注者として必要な資格が欠けたとき。
(5) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
(6) 正当な理由なく、第３０条第１項の履行の追完がなされないとき。
(7) 第６条第４項の規定により、発注者から再委託先等との契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。
(8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第４条第１項の規定に違反してこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
(2) 第４条第３項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
(3) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
(4) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(6) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催

告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(9) 受注者が第２２条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(11) 契約履行上の重過失があったとき。

(12) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　第１８条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第２１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 引き渡された成果物（成果物がない場合にあっては、履行した業務。以下同じ。）に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額（以下「予定総額」という。））の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第１８条又は第１９条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第２項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（受注者の解除権）

第２２条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２３条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第２４条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第２２条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、第１７条第４項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（協議による契約解除）

第２５条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

（不正な行為等に係る賠償額の予約）

第２６条　受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（単価契約にあっては予定総額）の１０分の２に相当する額に、当該契約金額（単価契約にあっては予定総額）の支払が完了した日から支払遅延防止法の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独禁法」という。）第３条、第６条、第８条又は第１９条の規定に違反するとして、独禁法第７条、第８条の２又は第２０条の規定による排除措置命令（独禁法第２条第９項第３号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第８章第２節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第３条、第６条、第８条又は第１９条の規定に違反するとして、独禁法第７条の２第１項（独禁法第７条の２第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第４項、第２０条の２、第２０条の３、第２０条の５又は第２０条の６の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第８章第２節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、独禁法第７条の２第１項（独禁法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者が、独禁法第７７条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治４０年法律

第４５号)第９６条の６若しくは第１９８条又は独禁法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(6) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項第２号に該当すると発注者が認めるとき。

２　前項（第５号及び第６号を除く。）の規定は、独禁法第７条の２第６項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

３　第１項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（不完全履行による減額、損害賠償）

第２７条　発注者は、受注者が業務の一部を履行しないとき又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額（単価契約の場合にあっては、発注総額）から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

（履行遅滞の場合における履行期間の延長等）

第２８条　第２１条第１項第１号の場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から第２１条第１項に基づく損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

２　前項の損害金は、契約金額（業務の一部について既に履行しており、第１７条第４項の規定により契約金額の一部の支払が行われている場合にあっては、契約金額から当該金額を控除した額とする。ただし、単価契約の場合にあっては発注総額とし、業務の一部について既に履行しており、第１７条第４項の規定により契約代金の支払が行われている場合にあっては、当該金額を控除した額とする。）につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。

（危険負担等）

第２９条　業務が完了する前（成果物がある場合にあっては当該成果物の引渡し前）において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。

（契約不適合責任）

第３０条　発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第３１条　発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日（成果物の引渡しがない場合にあっては、業務が完了した日）から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際（成果物の引渡しがない場合にあっては、業務が完了した際）に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

９　第１項の規定にかかわらず、契約不適合責任期間について契約書類（この契約書を除く。）で特別の定めをした場合は、その契約書類の定めるところによる。

（変更の届出）

第３２条　受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第３３条　受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（紛争の解決）

第３４条　この契約に関し紛争が生じた場合は、発注者と受注者との協議により解決を図るものとする。

２　前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とでそれぞれが負担する。

３　前２項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、前

２項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、その紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約保証金）

第３５条　受注者は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で発注者が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は契約保証金の納付を免除される。

２　前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。

３　契約保証金には利子を付さない。

（違約金等への充当）

第３６条　第２１条第２項の場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第２１条第２項に規定する違約金に充当することができる。この契約に基づき、発注者が受注者に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

（相　殺）

第３７条　発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第１８条各号、第１９条各号又は第２１条第２項第２号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第１７条第１項の契約代金とを相殺することができる。

（賠償金等の徴収）

第３８条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金（単価契約の場合にあっては発注総額）とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

（保　険）

第３９条 受注者は、契約書類に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（協　議）

第４０条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とで協議して定める。

特 記 仕 様 書

花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務

1. 業務の目的

(公財)堺市公園協会（以下「本協会」という）は、「堺市はなみどり基金」を活用し、市民とともに花と緑のまちづくりをより一層すすめることを目的とし、緑化活動の支援や普及啓発を行い、都市にやすらぎのある花と緑にあふれた潤い豊かな市民生活環境を創出するための事業を受託している。

本業務は、その受託業務について、効果的かつ効率的な緑化推進が可能となるような企画を検討し、報告書を作成する。

2. 業務内容

2.1. 市民協働事業における効果的･効率的な業務執行の支援

本協会では、長年に渡り堺市から継続的に事業を受託しており、その事業実施に際して徐々に IT 活用や DX 化を進めているものの、関連する資料の多さや、高齢化が進むボランティア団体等とのやり取りは紙資料を使うことが多いなどの課題にも直面している。

そこで、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応し、専門性や経済性等を発揮して、効果的・効率的な公共サービス提供の一助を担うために、以下の事業報告等に関連して、ボランティア団体等、本協会、堺市が相互に必要とする資料を必要最小限の手間で受発信・報告できるように、現状を確認し、本協会・堺市の各事業担当と意見交換のうえで、DX 化等を含めた改善のための新しい報告様式等の提案を行なうとともに､大仙公園や花の見所等､緑化推進に資するフィールドを用いることで、効果的、効率的な緑化推進が可能となるような、企画を提案する。これら改善点や企画案等を事例を踏まえて、本年度末の本協会から堺市への報告を支援する。

対象とする事業は、次のとおりとする。

1．堺市はなみどり基金事業 (1) 地域緑化活動支援（①みどり活動支援、②記念樹配布） (2) 花のボランティア活動促進 (3) 普及啓発事業（緑の瓦版及び HP 等） 2. 花と緑の市民協働事業 (1) 市民組織支援(平成の森パートナーシップ運営) (2) 市民花壇等管理、 (3) 緑化祭運営 ※事業等の名称・番号等は令和 6 年度の本協会事業計画によるもの

2.2. 広報計画の作成の支援

受託事業では、堺市はなみどり基金機関紙『緑の瓦版』、花のボランティア活動“花いっぱいゃさかい”の会報誌、やチラシ・ポスター・パンフレット等の配布物のほか、ホームページや Instagram 等の SNS を用いて広報を実施しているが、啓発効果が限定されている状況である。

今後、さらに効率的・効果的な緑化啓発普及等のための広報を進めていくために、目的とするターゲットに届きやすく、その効果が検証できるような広報手法や効果測定の指標等について事例を踏まえて提案を行なう。

2.3. 堺市緑化祭の企画・運営見直しの支援

堺市緑化祭は、堺市と本協会との共催により、例年 10 月の都市緑化月間にあわせて大仙公園で実施しており、緑化功労者等の表彰のほか、様々な緑化普及啓発のためのイベント、緑化・公園ボランティア団体の発表等を行うことで緑化の普及啓発を進めている。

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に伴い「堺・世界遺産魅力創造ロードマップ」が策定され、大仙公園の利用や周遊活性化のための取組の進展や、コロナ禍等の社会情勢の変化を受けて、企画・運営内容の見直しの必要性が高まっており、すでに令和５、6 年度は新たな企画等を盛り込んで実施・企画している。

本業務ではこれをさらに推し進めるために、本協会が作成・作成中の緑化祭企画資料や、関連する事務・現場マニュアル資料等を収集整理し、年間を通じた準備スケジュールや準備事務を明確にする資料(案)や、事務・現場マニュアルに追加すべき項目等の資料(案)を作成する。

また、事例を踏まえて緑化祭の成果を測る指標（参加者数や参加団体・市民の満足度等）について検討し、本年度の開催時にその試行的計測を実施できるよう、計測手法を提案する。

2.4. 課題の整理等

本年度の各提案や本協会によるその試行結果を踏まえ、問題点や課題を明らかにするとともに、効果的効率的な緑化推進が可能となるような企画を検討し、次年度以降の取組に繋がるような取りまとめを行なう。

2.5. 打合せ協議

本業務においては、打合せ協議を着手時、中間１回、成果品納入時の計３回を見込んでおり、補足業務については随時行うものとする。

3. 提出書類及び成果品

提出書類及び成果品の提出については、次のとおりとする。また、成果品の所有権はすべて発注者のものとする。

（1）　契約書（2部）
（2）　着手届・業務責任者届・業務工程表　（各1部）
（3）　業務計画書（業務の効果的・効率的な企画調整案の提示）（1部又は2部）
　　・効率化の一環として・各種様式、各種事業スキーム案、事務マニュアル案等を含む
（4）　一部再委託届出書（1部）
（5）　暴力団等の誓約書（下請用）（1部）
（6）　業務完了届（1部又は2部）
（7）　業務月報（各1部）
（8）　打合せ簿（1部）
（9）　業務報告書（電子データ）（1部）
(10)　その他当協会監督員の指示するもの

4. その他

（1）官公庁、警察への諸手続が必要な場合は、受注者が責任をもってこれをなすこと。
（2）作業に当たっては、監督員の指示に従うこと。
（3）その他問題が生じたときは、そのつど監督員に連絡をとり指示を仰ぐこと。
（4）万一、人や物に損傷を与えた場合や事故発生の場合は、ただちに監督員に連絡すること。
（5）作業に起因する損傷及び事故については、受注者の責任において発生時から修復完了まで
　　すべての事項について誠意を持って解決しなければならない。

（甲号設計）

主管	事務局長	課長	グループ長			設 計	係	検 算	
合議									

設　　計　　書

年度	6	科目 事業費支出 委託費支出 市民協働事業	主管 事務局
業務名称	花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務		
設　　計	令和６年６月		
期　　間	令和６年８月１２日～令和７年３月３１日		
履行場所	堺市内		

公益財団法人　堺市公園協会

設計概要	本業務は、緑化活動の支援や普及啓発等 花と緑にあふれた潤い豊かな市民生活環境を創出するための 事業について、効果的かつ効率的な緑化推進が可能となるような 企画を検討し、報告書を作成するものである。
備考	
設計金額	¥　　円
消費税額	¥　　円

公益財団法人　堺市公園協会

工　種	種　　別	細　　別	形 状 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
					1			
	直接人件費			式				第 1 号内訳書参照
					1			
	直接経費			式				
	直接原価	小　　計						
					1			
	一般管理費			式				
	業務価格	小　　計						
	消費税等相当額				10%			
		合　　計						

第　1　号

内　訳　書

花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務　　1　式　当たり

¥　　円　也

1　式　当たり

工　種	種　別・細　別	形状・寸法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
	市民協働事業における 効果的・効率的な業務執行の支援		式	1			第　1　号代価表参照
	広報計画の見直しの支援		式	1			第　2　号代価表参照
	堺市緑化祭の企画・運営見直しの支		式	1			第　3　号代価表参照
	課題の整理等		式	1			第　4　号代価表参照
	打合せ協議		式	1			第　5　号代価表参照
合　計							

第　1　号

代 価 表

効果的･効率的な業務執行の支援　　1　式　当たり

¥　　円　也

1　式　当たり

工　種	種　別・細　別	形 状・寸 法	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
	主任技師		人				
	技師A		人				
	技師B		人				
	技師C		人				
	技術員		人				
合　　計							

第　2　号

代 価 表

広報計画の見直しの支援　　1　式　当たり

¥　　円　也

1　式　当たり

工　種	種　別・細　別	形 状・寸 法	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
	技師A		人				
	技師B		人				
	技師C		人				
合　　計							

第　3　号

内　訳　書

堺市緑化祭の企画・運営見直しの支援　1　式　当たり

¥　　円　也

1　式　当たり

工　種	種　別・細　別	形 状・寸 法	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
	主任技師		人				
	技師A		人				
	技師B		人				
	技師C		人				
	技術員		人				
合　　計							

第　5　号

内　訳　書

課題の整理等　　1　式　当たり

¥　　円　也

1　式　当たり

工　種	種　別・細　別	形 状・寸 法	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
	主任技師		人				
	技師B		人				
合　　計							

第　6　号

内　訳　書

打合せ協議　　1　式　当たり

¥　　円　也

1　式　当たり

工　種	種　別・細　別	形 状・寸 法	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
	主任技師		人				
	技師A		人				
	技師B		人				
合　　計							

条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和６年　月　日

公益財団法人堺市公園協会　理事長　　様

所在地（住所）
名称又は商号
代表者職氏名　　印

条件付一般競争入札について下記の業務の参加を希望し、申し込みします。
なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 及び堺市契約規則第 3 条の規定に該当しない者であること、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第 3 条の規定に該当する者であること、その他下記の業務の入札説明書に定める入札参加資格を満たしていることを誓約します。

記

業　務　番　号	業　　務　　名
2024－410	花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務

申込担当者	担当者氏名	
連　絡　先	電 話 番 号	―　　―

申込書類等確認	申請者確認欄	堺市公園協会確認欄
条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書	□	
堺市業者登録番号（　　）	□	

受　付　印 （公益財団法人堺市公園協会使用欄）	
受付No.	受付者印

記入例

条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和6年●月●●日

（公財）堺市公園協会　理事長　　様

所在地（住所）
名称又は商号
代表者職氏名　　印

会社の住所、名称又は商号及び代表者職氏名を記入すること。また、登録時(堺市)に代理人を選定している場合(支店、営業所等)は、その委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名を記入すること。印鑑は、堺市に登録の使用印鑑を鮮明に押印すること。(契約書に押印するものと同一のもの。)

条件付一般競争入札について下記の業務の参加を希望し、なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 及び堺市契約規則第市公園協会契約実施細則第 3 条の規定の規定に該当する者書に定める入札参加資格を満たしていることを誓約します。

記

業務番号	業務名
2024－410	花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務

申込担当者	担当者氏名	
連絡先	電話番号	―　　―

申込書類等確認	申請者確認欄	堺市公園協会確認欄
条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書	□	
堺市業者登録番号（　　）	□	

受付印（公益財団法人堺市公園協会使用欄）	
受付No.	受付者印

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書

令和６年　月　　日

公益財団法人堺市公園協会　理事長　　様

所在地（住所）
名称又は商号
代表者職氏名　　印

下記業務の条件付一般競争入札参加資格確認結果通知等の入札関係書類を受領しました。

業　務　番　号	業　　務　　名
2024－410	花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務

記載例

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書

令和6年　　月　　日

会社の住所、名称又は商号及び代表者職氏名を記入すること。また、登録時(堺市)に代理人を選定している場合(支店、営業所等)は、その委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名を記入すること。

公益財団法人堺市公園協会　理事長　　様

所在地（住所）
名称又は商号
代表者職氏名　　印

下記業務の条件付一般競争入札参加資格確認結果通知等の入札関係書類を受領しました。

業　務　番　号	業　　務　　名
2024－410	花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務

印鑑は、堺市に登録の使用印鑑を鮮明に押印すること。（契約書に押印するものと同一のもの。）

申込書送付用宛名ラベル

書留

〒590－0803
堺市堺区東上野芝町１丁４番地３　2F

公益財団法人　堺市公園協会
令和６年度
花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務

条件付一般競争入札受付係　宛

書留

〒590－0803
堺市堺区東上野芝町１丁４番地３　2F

公益財団法人　堺市公園協会
令和６年度
花と緑の市民協働事業等における業務の効率化検討業務

条件付一般競争入札受付係　宛

必ず一般書留又は簡易書留郵便にて送付してください。（普通郵便で送付された場合、申し込みの受付は、できません。）

点線で切って、長形３号封筒（120×235）または、その他の大きさの封筒（角形2号

郵便による入札の注意事項（委託業務）

郵便による入札においては、地方自治法、同法施行令、堺市契約規則等関係法令、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則その他指示事項を承知の上、参加してください。

１．郵送するにあたって

入札書の提出方法は次のとおりです。郵送する前に誤りがないか十分確認してください。

（１） 入札書には、金額（**入札金額は単年度の総価を記載してください。**）、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（代理人を選定している場合はその委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名）を記入し、**堺市調達課へ登録の印鑑を鮮明に押印**してください。

（２） 入札書は当協会から交付する入札書封入用小封筒（緑色）に入れ、封かんしてください。

（３） 入札書封入用小封筒（緑色）の表面には、入札日、件名、業務番号は記入済ですので、裏面に堺市への登録の会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（代理人を選定している場合はその委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名）を記入し、**入札書に押印した印鑑を３箇所（裏面割印を含む）に押印**してください。

（４）当協会から交付する入札書郵送用大封筒（青色）に、**入札書を入れ封かんした入札書封入用小封筒（緑色）を同封し、**差出人欄を記入の上、**書留（一般書留又は簡易書留）で郵送**し、入札が終わるまで差出控えを保管してください。

（５） 郵便による入札に係る費用については、入札参加者の負担とします。

（６） **入札の参加を辞退される業務がある場合には、当該業務について「競争入札参加辞退届」に記入押印の上、当協会から交付する入札書郵送用大封筒（青色）に同封し郵送してください。**

２．提出期限

令和６年８月５日（月）午後５時まで（必着のこと）※持参不可

なお、提出期限までに入札書が到着しないときには、当該入札に参加することができません。

３．入札書の引換等の禁止

一度提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできません。

４．入札関係書類の再交付

当協会から交付した、入札書、入札書郵送用大封筒（青色）、入札書封入用小封筒（緑色）等の入札関係書類を書き損じ、破損、亡失した場合は速やかに契約（業務）担当課へ申し出、再交付を受けなければなりません。

５．郵便による入札方法の不備について

次のいずれかに該当する場合は無効となります。

（１）入札説明書にて定める入札書提出締切日時までに当協会へ到着しないとき

（２）書留等（郵便追跡サービスが利用でき、かつ、受取人の受領印が必要とされる郵便）以外で届けられたとき

（３）当協会指定の入札書郵送用大封筒（青色）以外の封筒で郵送されたとき

（４）入札書郵送用大封筒（青色）を２通以上郵送した場合

（５）入札書郵送用大封筒（青色）を開封した際に、入札書封入用小封筒（緑色）が封かんされていないとき、又は入札書大封筒に入札書が直接入っているとき

（６）当協会指定の入札書封入用小封筒（緑色）以外に入札書を封かんしたとき

（７）１つの入札書封入用小封筒（緑色）に２つ以上の入札書が封入されていたとき

（８）入札書と入札書封入用小封筒（緑色）の件名が一致しないとき

（９）入札書の金額欄が訂正されているとき、又は金額の記載が不明瞭なとき

(10) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
(11) 入札書が正しく記載されていないとき
(12) 入札書に記名押印がないとき
(13) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき
(14) 本件公示に示した入札に参加する資格のない者がした入札
(15) 本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札
(16) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき
(17) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき
(18) その他、公正な入札執行を阻害する入札
(19) 最低制限価格を下回る金額で入札したとき。
(20) その他、堺市契約規則第22条及び公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第20条に該当する入札

公益財団法人堺市公園協会契約実施細則

令和４年４月１日　施行

目　次

第１条（趣旨）
第２条（運用の基準）
第３条（入札参加資格）
第４条（一般競争入札の公告）
第５条（指名競争入札によることができる契約）
第６条（指名方法）
第７条（通知事項）
第８条（随意契約によることができる契約）
第９条　（見積書の徴取）
第10条（創作物の製作業務の特例）
第11条（入札保証金の納付等）
第12条（入札保証金の免除）
第13条（入札保証金の還付等）
第14条（入札保証金の帰属等）
第15条（入札方法）
第16条（指名競争入札参加者の数）
第17条（予定価格の決定）
第18条（最低制限価格の決定）
第19条（予定価格等の準備）
第20条（入札の無効）
第21条（開札及び再度入札）
第22条（入札のくじによる落札者の決定）
第23条（落札者がなく随意契約による場合）
第24条（入札の中止等）
第25条（随意契約への準用）
第26条（契約締結の手続）
第27条（長期継続契約を締結することができる契約）
第28条（契約書の記載事項）
第29条（契約書又は請書の省略）
第30条（契約保証金の納付等）
第31条（契約保証金の免除）
第32条（契約保証金の充当）
第33条（契約保証金の還付等）
第34条（契約保証金の帰属）
第35条（契約保証人）
第36条（契約保証人に対する履行請求）
第37条（権利の譲渡等の制限）
第38条（目的物の引渡し）
第39条（部分払）
第40条（遅延違約金）
第41条（かし担保の特約）
第42条（監督及び検査）
第43条（監督及び検査の兼職禁止）
第44条（監督職員及び検査職員の指示に従う義務）
第45条（協会の都合による契約の変更等）
第46条（履行期限の延長等）
第47条（変更契約書又は請書の提出）
第48条（契約保証金の増減）
第49条（協会の解除権）
第50条（契約解除時の処理）
第51条（不正な行為等に係る損害賠償の予約）
第52条（工事請負契約等の取扱い）
第53条（入札参加停止等の取扱い）
第54条（施行の細目）
附　則　平成２２年７月１日施行
附　則　平成２６年１１月１日施行
附　則　令和２年４月１日施行
附　則　令和３年４月１日施行
附　則　令和４年４月１日施行

別表（第８条関係）

第１章　総則

（趣　旨）

第１条　この細則は、公益財団法人堺市公園協会会計規程（以下「会計規程」という。）第47条第５項の規定に基づき、公益財団法人堺市公園協会（以下「協会」という。）において締結する売買、貸借、請負その他の契約について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平26.11　一改）

（運用の基準）

第２条　この細則の運用にあたっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正的確に処理され、かつ、予算が効率的に執行されるよう努めなければならない。

第２章　契約の締結

第１節　契約の参加資格

（入札参加資格）

第３条　請負、買入れ及び賃借の入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者でなければならない。　（令4.4　一改）

(1) 引き続いて１年以上その営業を行っている者

(2) 堺市の入札参加資格を有する者

(3) その他理事長が必要と認める資格を有する者

第２節　契約方式別の手続

第１款　一般競争入札

（一般競争入札の公告）

第４条　理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日前10日（急を要する場合は、５日）前までに、次の各号に掲げる事項を公告する。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札参加資格に関する事項

(3) 入札保証金に関する事項

(4) 契約条項を示す場所

(5) 入札執行の日時及び場所

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 前各号に定めるもののほか、理事長が必要と認める事項

第２款　指名競争入札

（指名競争入札によることができる契約）

第５条　会計規程第 47 条第２項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる入札とする。

(1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（平 26.11　一改）

（指名方法）

第６条　指名競争入札に付するときは、入札参加資格を有する者のうちから理事長が適当と認める者を５人以上指名するものとする。ただし、理事長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（通知事項）

第７条　理事長は、前条の規定により指名した者に対して第４条各号（第２号を除く。）の事項を通知する。

第３款　随意契約

（随意契約によることができる契約）

第８条　会計規程第 47 条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる契約とする。

(1) 予定価格が別表左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ対応する右欄に定める金額を超えないとき。

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

イ、国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約するとき。

ロ、医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずるものを目的とするとき。

ハ、訴訟代理又はこれに類するものを目的とするとき。

ニ、学術又は技芸の保護奨励のため必要な業務を委託するとき。

ホ、産業の保護奨励のため必要な業務を委託するとき。

ヘ、調査研究を目的とする契約で、能力、技術、信用、手法等について適当な者を相

手方とするとき。

ト、公益事業の用に供するため必要な業務を委託するとき。

チ、委託業務が特定の者でなければ受託することができないとき。

リ、特殊の性質を有するとき、特別の目的があることにより相手方が特定されるとき、又は特殊の技術を必要とするとき。

ヌ、設備、機械等の保守点検を目的とする契約で、当該設備、機械等を設置又は納入した者を相手方とするとき。

ル、複数単価で、かつ同一業者と契約をする必要があるとき。

ヲ、その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。

(4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

イ、打ち切った委託業務を再委託するとき。

ロ、関連業務等を履行させるとき。

ハ、契約時期を失するとき。

ニ、その他競争入札に付することが不利と認められるとき。

(6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(7) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

(8) 落札者が契約を締結しないとき。

(9) その他理事長が特に認めたとき。

2　前項第 7 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3　第 1 項第 8 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4　前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（平 26.11　一改）

（見積書の徴取）

第 9 条　随意契約に付するときは、3 人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1 人のみの見積書の徴取で足りるものとする。　（令 2.4　一改）

(1) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
(2) 災害の発生等により、緊急を要するとき。
(3) 予定価格が３００,０００円未満の契約をするとき。　（令 2.4　一改）
(4) 前 3 号に定めるもののほか、理事長が 3 人以上の者から見積書を徴する必要がないと認めるとき。　（令 2.4　一改）

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。
(1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
(2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。
(3) 不動産の売買又は貸借をするとき。
(4) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき。
(5) 医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずるものを目的とするとき。
(6) 訴訟代理又はこれに類するものを目的とするとき。
(7) 法令に基づいた料金が定められていることその他の特別の理由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約を締結することができないとき。

（創作物の製作業務の特例）

第 10 条　創作性を有する物を製作することを目的とする契約で、理事長の認めたものについては、創作案を提出させ、その内容の検討により契約の相手方を選定することができる。この場合においては、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を選定することができる。

2　前項の場合においては、あらかじめ契約する金額を明示して、創作案の提出を求めることができる。

第 3 節　入札

（入札保証金の納付等）

第 11 条　入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の 100 分の 3 以上とする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは別に入札保証金の額を定めることができる。

2　入札保証金には、利子を付さない。

3　入札保証金の納付は、国債、地方債の証券その他理事長において確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

4　前項の証券の評価額は、額面金額（発行価格が額面金額未満であるときは、その発行価格）の 10 分の 8 とする。

（平 26.11　一改）

（入札保証金の免除）

第 12 条　前条第 1 項の規定にかかわらず、理事長は、入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に協会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。

(2) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認めるとき。

(3) 堺市の入札参加資格を有するとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、契約を締結しないおそれがないと理事長が認めるとき。

（平 26.11　一改）

（入札保証金の還付等）

第 13 条　入札保証金は、落札者には契約締結後、その他の入札者には開札後これを還付する。

2　入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

（入札保証金の帰属等）

第 14 条　落札者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、協会に帰属する。

2　入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収するものとする。

（入札方法）

第 15 条　入札参加者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認のうえ、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。

2　代理人により入札しようとする者は、入札前に委任状を提出しなければならない。

（指名競争入札参加者の数）

第 16 条　理事長は、指名競争入札参加者が当初に指名した数より減少した場合においても、２人以上の入札参加者があるときは、入札を行うことができる。

（平 26.11　一改）

（予定価格の決定）

第 17 条　予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2　予定価格は、契約の目的又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

（最低制限価格の決定）

第 18 条　契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。

2　前項の最低制限価格は、理事長がその都度定めるものとする。この場合において、最低制限価格を予定価格の 3 分の 2 を下らない範囲内で定めるものとする。

3　前項の規定にかかわらず、理事長において特に必要があると認めるときは、最低制限価格の額を予定価格の 3 分の 2 未満とすることができる。

（平 26.11　一改）

（予定価格等の準備）

第 19 条　予定価格又は最低制限価格を定めたときは、これらを記載した書面を作成の上、密封し、開札の際、開札場所に置くものとする。

（入札の無効）

第 20 条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。　（令 4.4　一改）

(2) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。

(3) 入札書に記名押印がないとき。

(4) 入札金額を訂正したとき。

(5) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。

(6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(7) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(8) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
(9) 入札者の資格のないものが入札したとき。
(10) 入札に関し不正な行為を行ったとき。又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
(11) 第 18 条第 1 項の規定により最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で入札したとき。
(12) 明らかに当該契約の履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
(13) その他入札に関する条件に違反したとき。

（平 26.11　一改）

（開札及び再度入札）

第 21 条　入札の開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3　理事長は、開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第 18 条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。ただし、郵送による入札を行った場合はこの限りでない。

4　再度入札において入札者が 1 人となったとき、又は再度入札を 2 回以上（工事請負契約及び工事関連委託契約(以下「工事請負契約等」という。）にあっては 1 回以上)行った場合において、なおその最低入札価格が予定価格を超えるときは、入札を打ち切ることができる。

（平 26.11　一改）

（入札のくじによる落札者の決定）

第 22 条　理事長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（落札者がなく随意契約による場合）

第23条　再度入札に付した後も落札者がないため、第8条第1項第7号の規定により随意契約によるものとするときは、入札額の低い者から順に見積書を提出させ、契約の相手方を決定するものとする。この場合においては、無効の入札をした者又は辞退の入札をした者を相手方とすることはできない。

（入札の中止等）

第24条　理事長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

2　入札の執行前又は執行中において、入札を公正に執行できないと認められる事由が生じたときは、理事長は、入札を中断し、延期し、又は取り止めることができる。

（随意契約への準用）

第25条　第17条及び第18条の規定は、随意契約の場合に準用する。

2　前項の規定により予定価格を定めたときは、これを記載した書面を作成し、密封するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(1) 予定価格が別表の左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ対応する右欄に定める金額の2分の1以下のとき。

(2) 法令に基づいた料金が定められていることその他の特別の理由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約を締結することができないとき。

(3) 委託契約をすることが法令上定められているとき。

(4) 国又は地方公共団体と契約するとき。

(5) 医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずるものを目的とするとき。

(6) 訴訟代理又はこれに類するものを目的とするとき。

(7) 調査研究を目的とする契約で、大学等学術研究機関を相手方とするとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、理事長が予定価格を記載した書面を作成する必要がないと認めるとき。

（平26.11　一改）

第4節　契約書、契約保証金及び契約保証人

（契約締結の手続）

第26条　落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、理事長が指定する期限までに契約書に記名押印のうえ、理事長が定める書類を添えてこれを提出

しなければならない。この場合において、契約保証金又は契約保証人を要するものについては、契約保証金を納付し、又は契約保証人を立てなければならない。

2　前項の規定による契約締結の手続を怠ったときは、その者に係る落札又は契約の決定を取り消すことがある。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第 27 条　物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすような契約については、翌年度以降にわたり契約することができる。

2　前項の規定による翌年度以降にわたり契約することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約

(2) 商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの

（令 3.4　一改）

(3)　経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの

（平 26.11　一改）

(4)　その他理事長が必要と認めるもの

（令 4.4　追加）

（契約書の記載事項）

第 28 条　契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約履行の場所

(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(3) 監督及び検査

(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(5) 危険負担

(6) かし担保責任

(7) 契約に関する紛争の解決方法

(8) 権利義務の譲渡の禁止

(9) その他必要な事項

（契約書又は請書の省略）

第 29 条　次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略し、請書をもってこれに代えることができる。

(1) 契約金額が１,０００,０００円を超えない契約（概算払、前金払及び第 39 条に規定する部分払をする契約、長期継続契約、単価契約並びに不動産の売買契約及び賃貸契約を除く。）をするとき。

(2) 有価証券を売買するとき。

(3) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、理事長において契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約を締結する場合においては、契約書及び請書の作成を省略し、見積書その他の書類をもってこれらに代えることができる。

(1) 協会業務に関する広告の依頼をするとき。

(2) 各種保険契約の締結をするとき。

(3) 運搬料、保管料、手数料等役務の提供を求める契約をするとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、理事長において契約書及び請書を作成する必要がないと認めるとき。

（平 26.11　一改）

（契約保証金の納付等）

第 30 条　契約の相手方（以下「相手方」という。）に納付させる契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、理事長において必要があると認めるときは、別に契約保証金の額を定めることができる。

2　理事長は、必要と認めるときは、前項に定める契約保証金の納付に代えて、次条第 5 号の工事履行保証契約（かし担保特約を付したものに限る。）の締結を求めることができる。

3　第 11 条第 2 項から第 4 項までの規定は、契約保証金の納付について準用する。

（契約保証金の免除）

第 31 条　前条第 1 項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、工事請負契約等については、第 2 号を除く。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 相手方が過去2年間に国又は地方公共団体並びに協会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。　（令4.4　一改）

(3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(4) 契約金額が1,000,000円以下であり、かつ、相手方が契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

(5) 協会が相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(6) 金融機関又は保証事業会社の保証が得られたとき。

(7) 不動産の買入れ又は借入れに関する契約を締結するとき。

(8) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(9) 前各号に定めるもののほか、理事長において契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

（平26.11　一改）

（契約保証金の充当）

第32条　契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、貸付料又は延滞損害金の納付を遅延したときこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

2　理事長は、前項の規定による充当により、契約保証金に不足を生じたときは、これを追納させるものとする。

（平26.11　一改）

（契約保証金の還付等）

第33条　契約保証金は、協会と契約した者（以下「契約者」という。）がその債務を履行した後、これを還付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日以後にこれを還付することができる。　（令4.4　一改）

(1)　物品の借入れに係る契約（次号に規定する契約を除く。）にあっては、当該物品の全ての納品を受けたとき。　当該納品を受けた日

(2)　リース契約及び長期継続契約にあっては、契約期間の初日から起算して1年間経過したとき（当該長期継続契約の相手方に履行遅滞その他義務の不履行が無い場合に限る。）。　当該1年間を経過した日

2　前項の規定にかかわらず、理事長は、契約不適合に係る保証金として保証金の全部又は一部を留保する必要があるときは、これを還付しないことができる。　（令4.4　追加）

（契約保証金の帰属）

第 34 条　第 49 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は協会に帰属させるものとする。契約者の責めに帰すべき理由により契約が履行不能となった場合においても、また同様とする。

（平 26.11　一改）

（契約保証人）

第 35 条　理事長は、契約の締結に際して、契約保証人を立てさせることができる。

2　前項の契約保証人は、相手方と同等以上の履行能力を有する者で、かつ、理事長に契約保証人として承認を申請し、その承認を得た者でなければならない。

（契約保証人に対する履行請求）

第 36 条　理事長は、前条第 1 項の規定により契約保証人を立てさせた場合において、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約保証人に対し、その履行を請求するものとする。

(1)　履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2)　前号に定めるもののほか、契約の目的を達成する見込みがないとき。

第 3 章　契約の履行

第 1 節　契約上の権利

（権利の譲渡等の制限）

第 37 条　契約から生ずる権利又は義務は、理事長の承認がなければ、他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることができない。

第 2 節　契約上の給付

（目的物の引渡し）

第 38 条　契約の目的物は、完成又は納入検査合格後、引渡しを受けるものとする。

2　前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

（部分払）

第 39 条　理事長は、契約により受ける給付の完了前に、既済部分又は既納部分の代価の一部又は全部を支払うことができる。

2　前項の規定による支払（以下「部分払」という。）は、工事請負契約等については、次の各号のいずれかに該当するものに限り、することができる。

(1)　契約金額が１,０００,０００円以上であるもの

(2)　工期が１２０日以上であるもの

3　部分払の額は、工事請負契約等については、その既済部分に対する代価の 10 分の 9 の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事請負契約等にかかる完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

4　部分払の回数は、工事請負契約等については、次のとおりとする。ただし、市、府又は国の補助金の対象となっているものについては、この限りでない。

(1) 工期が１８０日以上のものについては、工期日数を 90 で除して得た回数（1 未満の端数切捨て）とし、その他のものについては１回とする。

(2) 会計規程第 27 条の規定により前金払をすることができるものについては、前号により算定した回数から 1 を減じた回数とする。

（平 26.11　一改　令 4.4　一改）

（遅延違約金）

第 40 条　契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、請負、買入れ又は売払いの契約（不動産に係る売払いの契約を除く。）に基づく債務の履行を遅延したときには、遅延部分に対する対価につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が指定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延違約金を徴収する。ただし、工事その他の請負で遅延部分を分けることができないとき、又は売払いであるときは、契約代価につき遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を遅延違約金とする。

2　理事長において必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約において特に違約金の額を定めることがある。

3　第 1 項に規定する遅延違約金の総額が１００円未満のものについては、これを免除する。

4　遅延違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くものとする。

（平 26.11　一改）

（かし担保の特約）

第 41 条　理事長は、その指定する期間内においては、契約者に対し、目的物のかしについて、相当の期間を定めて補修、取替えその他の措置（以下「補修等」という。）を請求

し、又は補修等に代え、若しくは補修等とともに損害の賠償を請求することができる。

第３節　監督及び検査

（監督及び検査）

第 42 条　職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な監督又は検査をしなければならない。

2　前項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。

3　第１項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

4　理事長は、当該契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により協会職員によって監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、協会職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

（平 26.11　一改）

（監督及び検査の兼職禁止）

第 43 条　検査職員は、特別の必要がある場合を除くほか、監督職員を兼ねることができない。

（平 26.11　一改）

（監督職員及び検査職員の指示に従う義務）

第 44 条　契約者は、契約の履行について、監督職員及び検査職員の職務上の指示に従わなければならない。

（平 26.11　一改）

第４章　契約の変更及び解除

（協会の都合による契約の変更等）

第 45 条　理事長において必要があると認めるときは、契約内容の変更、履行の中止又は契約の解除をすることがある。この場合においては、契約者に通知しなければならない。

（履行期限の延長等）

第 46 条　契約者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、期限内に履行が完了する見込みがない場合は、履行期限の延長を求めることができる。

（変更契約書又は請書の提出）

第 47 条　契約内容を変更するときは、契約者は、５日以内に変更契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、特に支障がないと認めるときは、これを省略することができる。

（契約保証金の増減）

第 48 条　契約金額が著しく増減したため、既納の契約保証金に過不足が生じたときは、これを追徴し、又は還付することができる。

（協会の解除権）

第 49 条　契約者が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、契約を解除することがある。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(3) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

(5) 契約事項に違反したとき。

（平 26.11　一改）

（契約解除時の処理）

第 50 条　前条の規定により契約を解除したときは、理事長の選択により、契約者の費用で既成部分の取除き又は搬入材料若しくは既納物品の引取りをさせ、又は理事長の認定による金額を交付し、既成部分等を協会に帰属させるものとする。

2　前項の規定は、契約が無効又は履行不能となった場合に準用する。

3　前 2 項の場合において遅延違約金その他の損害金があるときは、交付代金からこれを差し引くものとする。

（不正な行為等に係る損害賠償の予約）

第 51 条　理事長は、相手方が協会と締結している契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第 49 条の規定による契約の解除にかかわらず、当該契約の契約金額の 10 分の 2 に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から当該契約締結の日における支払遅延防止法の率により計算した利息を加算した額を、損害賠償金として徴収するものとする。相手方が契約を履行した後についても、また同様とする。

(1) 相手方又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと理事長が認めるとき。

2　前項の規定は、相手方が共同企業体である場合については、同項中「相手方」とあるのは「相手方（その構成員を含む。）」と読み替えて適用があるものとする。

3　理事長は、前項の規定により第 1 項の規定を読み替えて適用する場合において、相手方が既に解散しているときは、相手方の構成員であったものに第 1 項の規定による損害賠償の支払を請求することができる。この場合において、相手方の構成員であったものは、連帯して同項の額を理事長に支払わなければならない。

4　第 1 項の規定は、協会に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、相手方に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

（平 26.11　追加）

第 5 章　補則

（工事請負契約等の取扱い）

第 52 条　工事請負契約等に伴う指名競争入札及び随意契約の事務に関する取扱いの基準及び手続きについては、この細則に定めるほか、堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱等を準用する。

（平 26.11　繰下）

（入札参加停止等の取扱い）

第 53 条　協会において実施する入札における業者の入札参加停止等に関する取扱い等については、公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱の定めるところによる。

（平 26.11　一改・繰下）

（施行の細目）

第 54 条　この細則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

（平 26.11　繰下）

附　則

この細則は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２６年１１月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

別　表（第 8 条関係）

(1) 工事又は製造の請負	予定価格　2,500,000 円
(2) 財産の買入れ	予定価格　1,600,000 円
(3) 物件の借入れ	予定価格　800,000 円
(4) 財産の売払い	予定価格　500,000 円
(5) 物件の貸付	予定価格　300,000 円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	予定価格　1,000,000 円

公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱

令和４年４月１日施行

目　次

第１条（趣旨）
第２条（入札参加停止）
第３条（下請負人等及び共同企業体に係る入札参加停止）
第４条（入札参加停止期間の始期）
第５条（入札参加停止期間の特例等）
第６条（入札参加停止の承継）
第７条（入札参加停止等の通知）
第８条（随意契約の相手方の制限）
第９条（下請等の禁止）
第10条（契約保証の制限）
第11条（警告及び注意）
第12条（入札参加回避）
第13条（入札参加停止の公表）
第14条（報告）
第15条（委任）
附　則　平成２１年４月１日施行
附　則　平成２７年７月１日施行
附　則　令和４年４月１日施行
別表（第２条関係）

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第３条の規定により入札参加資格を有すると理事長が認めた者（以下「有資格者」という。）に対する入札参加停止（一般競争入札にあっては入札に参加させない措置を、指名競争入札にあっては指名しない措置をいう。以下同じ。）等について必要な事項を定める。

（入札参加停止）

第２条　理事長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件ごとに定める期間、入札参加停止を行うものとする。

２　理事長は、一般競争入札を実施する場合において、前項の規定により入札参加停止を受けている有資格者（以下「入札参加停止者」という。）について一般競争入札への参加を認めているときは、当該一般競争入札に参加させないものとする。

３　理事長は、指名競争入札を実施する場合において、入札参加停止者を現に指名しているときは、当該入札参加停止者の指名を取り消すものとする。

4　理事長は、入札参加停止に係る期間（以下「入札参加停止期間」という。）の満了後、なお当該入札参加停止の事由となった事実が継続していると認める有資格者に対しては、再度入札参加停止を行うことができる。

（下請負人等及び共同企業体に係る入札参加停止）

第３条　理事長は、前条第１項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止の事由について責めを負うべき有資格者である下請負人及び再委託先（以下「下請負人等」という。）があるときは、当該下請負人等についても、入札参加停止を行うものとする。

2　理事長は、前条第１項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（当該入札参加停止の事由について、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）についても、入札参加停止を行うものとする。

3　理事長は、前条第１項又は第２項の規定による入札参加停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体についても、情状に応じて入札参加停止を行うことができる。

（入札参加停止期間の始期）

第４条　第２条第１項又は第４項の規定により入札参加停止を行う場合における入札参加停止の期間は、当該入札参加停止の事由となった事実を理事長が認定した日から起算するものとする。

2　第２条第１項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止の事由と同一の事由により第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により既に入札参加回避を行っているとき（同条第 2 項の規定により特定の入札について入札参加回避を行った場合を除く。）は、入札参加停止の始期は、前項の規定にかかわらず、当該入札参加回避を解除した日とする。ただし、当該入札参加停止の期間は、当該入札参加回避を決定した日から起算する。

3　入札参加停止者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、その時点から重複して、当該措置要件ごとに定める期間入札参加停止を行うものとする。

4　第１項の規定は、前項の規定による入札参加停止について準用する。

（入札参加停止期間の特例等）

第５条　有資格者が、一の事案により別表に掲げる措置要件の２以上に該当するときは、措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって当該有資格者の入札参加停止期間とする。この場合において、入札参加停止期間に長期及び短期の定めのある措置要件に該当しているときは、適応させる入札参加停止期間を定めた上で他の措置要件に定める入札参加停止期間と比較するものとする。

2　有資格者が、入札参加停止期間中又は当該期間の満了後３年を経過するまでの間に、他の事案について別表に掲げる措置要件に該当することとなったとき、又は第２条第４項の規定により再度入札参加停止を行ったときは、別表及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に定める期間のそれぞれ２倍に相当する期間を入札参加停止期間とするものとする。ただし、その期間は、３年を超えないものとする。

3　理事長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、別表に規定する期間（前項の規定を適用して定めた期間を含む。次項において同じ。）の２分の１に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。

4　理事長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間を超える期間を定める必要があると認めるときは、同表に規定する期間の２倍に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。ただし、その期間は、３年を超えないものとする。

5　理事長は、入札参加停止者に係る入札参加停止事由について、情状酌量すべき特別な事由が明らかとなったときは、入札参加停止期間を２分の１に、極めて悪質な事由があることが明らかとなったときは、入札参加停止期間を２倍に変更することができる。ただし、その期間は、３年を超えないものとする。

6　前項の規定により入札参加停止期間を２分の１に変更する場合において、既に当該変更後の期間を徒過しているときは、当該入札参加停止者に係る入札参加停止を解除するものとする。

7　理事長は、別表の第８項各号のいずれかに該当するとして入札参加停止を行う場合において、同号に該当することとなった有資格者から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条の２第６項又は第10項から第12項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、同号に規定する期間の２分の１に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。

8　理事長は、別表の第８項各号のいずれかに該当するとして既に入札参加停止を受けている有資格者から、独占禁止法第７条の２第６項又は第10項から第12項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、同号に規定する入札参加停止期間を２分の１に変更することができる。第６項の規定は、この場合について準用する。

9　第３項、第５項、第７項又は前項の規定により入札参加停止期間を定め、又は変更する場合において、当該入札参加停止期間に１月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

10　理事長は、入札参加停止者が入札参加停止事由について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加停止者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の承継）

第６条　理事長は、入札参加停止者から合併等により営業を実質的に承継したと認められる有資格者があるときは、当該営業を承継した有資格者に対して引き続き入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止等の通知）

第７条　理事長は、第２条第１項若しくは第４項、第３条若しくは前条の規定により入札参加停止を行い、第５条第５項若しくは第８項前段の規定により入札参加停止期間を変更し、又は同条第６項（第８項後段において準用する場合を含む。）若しくは第10項の規定によ

り入札参加停止を解除したときは、当該有資格者に対しその旨を通知するものとする。

2　事務局長は、入札参加停止、入札参加停止期間の変更又は入札参加停止の解除があったときは、必要と認める課長等にその旨を通知するものとする。

3　理事長は、入札参加停止を行った場合において必要と認めるときは、当該入札参加停止者から改善措置の報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第 8 条　理事長は、入札参加停止者を本協会の随意契約の相手方としないものとする。ただし、理事長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第 9 条　入札参加停止者は、入札参加停止を受けている期間は、協会が発注する契約の全部又は一部について下請をし、又は再委託を受けることができない。ただし、当該入札参加停止者が入札参加停止前に下請をし、又は再委託を受けている場合は、この限りでない。

（契約保証の制限）

第 10 条　理事長は、本協会が当事者となる契約について入札参加停止者がその保証人となることを承認しないものとする。ただし、当該入札参加停止者が入札参加停止前に契約保証人となっている場合は、この限りでない。

（警告及び注意）

第 11 条　理事長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（入札参加回避）

第 12 条　理事長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなったと認められる場合において、なお入札参加停止を行うことができない特別の事情があるときは、第 2 条第 1 項の規定により入札参加停止を行うまでの間、当該有資格者に対する入札参加回避を行うことができる。

2　理事長は、前項の規定にかかわらず、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなったと認められる場合において、なお入札参加停止を行うことができない特別の事情があり、かつ、必要があると認めるときは、あらかじめ期間を定めて又は特定の入札について指名回避を行うことができる。この場合において、指名回避の期間を定めるときは、別表に掲げる措置要件ごとに定める期間（第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により定めた期間を含む。）を超えないものとする。

3　理事長は、有資格者が経営不振に陥ったときは、経営が再建されたと認められる日まで指名回避を行うものとする。

4　前 3 項の規定による入札参加回避は、当該入札参加回避の事由となった事実を理事長が認定した日から起算するものとする。

5　理事長は、第１項又は第２項の規定により入札参加回避を行った有資格者（第２項の規定により特定の入札について入札参加回避を行ったものを除く。）に対し第２条第１項の規定により入札参加停止を行うときは、当該入札参加回避を解除するものとする。

6　理事長は、第１項若しくは第２項の規定により入札参加回避を行った有資格者が入札参加回避事由について責めを負わないことが明らかとなったと認めるとき、第１項の規定による入札参加回避の期間が別表に掲げる措置要件ごとに定める期間を徒過したとき、又は第３項の規定により入札参加回避を行った有資格者の経営が再建されたと認められるときは、当該入札参加回避を解除するものとする。

7　第２条第２項から第４項まで、第６条、第７条第１項及び第２項、第８条並びに第10条の規定は、第１項から第３項までの規定により入札参加回避を行う場合について準用する。ただし、第２項の規定により特定の入札について入札参加回避を行う場合は、第２条第２項及び第３項、第８条及び第10条の規定は準用しない。

（入札参加停止の公表）

第13条　理事長は、第２条第１項及び第４項の規定による入札参加停止を行ったときは、当該入札参加停止に係る有資格者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名（共同企業体にあっては、構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の氏名）、入札参加停止事由及び入札参加停止期間を公表するものとする。ただし、当該入札参加停止に係る有資格者が共同企業体である場合で、その構成員に当該入札参加停止について直接責めを負わないと認められる者があるときは、当該共同企業体に関する事項について公表しないことができる。

2　前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

（報告）

第14条　有資格者は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生した場合は、速やかにその旨を書面により理事長に報告しなければならない。

（委任）

第15条　この要綱の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

措　　置　　要　　件	期間
1　虚偽記載	
次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　本協会が発注する契約（以下「本協会契約」という。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約において、次のいずれかの書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に故意又は過失による虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア　入札参加資格審査申請書、技術者確認資料その他契約前に提出すべき書類（第 13 項第３号アに該当する場合を除く。）	６月
イ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の８第１項の施工体制台帳その他契約に係る書類	６月
(2)　規則第５条の入札参加資格審査の申請に係る申請書その他添付書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に、故意又は過失による虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき（当該事案の判明により、入札参加資格を喪失する場合を除く。）。	６月
2　過失による粗雑履行	
契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　当該事案が本協会契約に係るものであるとき（瑕疵が軽微であるものを除く。）。	３月
(2)　当該事案が本協会契約以外の契約（以下「一般契約」という。）に係るもので瑕疵が重大であるとき。	２月
3　履行成績不良	
本協会契約の履行成績が不良と判定されたとき。	６月
4　契約違反	
本協会契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する契約違反があったとき。	
(1)　契約の履行遅滞により損害金を請求されたとき。	12 月
(2)　契約に基づく措置請求に従わなかったとき。	６月
(3)　その他契約条項に違反したとき（違反が軽微であるものを除く。）。	３月
5　安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	
契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより公衆損害事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア　公衆に死亡者を生じさせたとき。	６月
イ　公衆に重大な損害を与えたとき。	６月
ウ　公衆に負傷者（負傷の程度が軽微であるものを除く。以下同じ。）を生じさせたとき。	４月

(2)　当該事案が大阪府内の区域内を履行場所とする一般契約（以下「大阪府内における一般契約」という。）に係るものであって、前号のア又はイのいずれかに該当したとき。	2 月
6　安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故	
契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより履行関係者に事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア　履行関係者に死亡者を生じさせたとき。	3 月
イ　履行関係者に負傷者を生じさせたとき。	2 月
(2)　当該事案が大阪府内における一般契約に係るものであって、履行関係者に多数の死傷者を生じさせたとき。	1 月
7　贈賄	
刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条に規定する贈賄の容疑により逮捕（逮捕を経ない送検又は公訴の提起を含む。以下同じ。）された場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　当該事案が本協会の職員（役員を含む。以下同じ。）に対して行われたものであって、逮捕された者が有資格者である個人又は有資格者である法人の役員（以下これらを「役員等」という。）若しくは有資格者の使用人（以下「使用人」という。）であるとき。	24 月
(2)　当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであって、逮捕された者が役員等であるとき。	12 月
(3)　当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであって、逮捕された者が使用人であるとき。	6 月
8　独占禁止法違反行為	
独占禁止法に違反した場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア　公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。	24 月
イ　役員等又は使用人が逮捕されたとき。	24 月
ウ　公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	12 月
エ　公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。	6 月
(2)　当該事案が一般契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア　公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。	12 月
イ　役員等又は使用人が逮捕されたとき。	12 月
ウ　公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	6 月
エ　公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。	3 月

9　談合等	
次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　刑法第 96 条の 3 第 1 項に規定する偽計入札又は同条第 2 項の規定による談合の容疑により逮捕された場合で、次のいずれかに該当したとき。	
ア　当該事案が本協会契約に係るものであって、逮捕された者が役員等又は使用人であるとき。	24 月
イ　当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕された者が役員等であるとき。	12 月
ウ　当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕された者が使用人であるとき。	6 月
(2)　当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア　入札に関し不正な行為を行ったと認められるとき。	
イ　入札に関し不正な行為を行ったおそれが非常に強いと認められるとき。	6 月
	3 月
10　あっせん利得処罰法違反行為	
公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反し、逮捕された場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　当該事案が本協会契約に係るものであって、逮捕された者が役員等又は使用人であるとき。	24 月
(2)　当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕された者が役員等であるとき。	12 月
(3)　当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕された者が使用人であるとき。	6 月
11　建設業法違反行為	
建設業法に違反した場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　役員等又は使用人が逮捕されたとき。	6 月
(2)　建設業法の規定により指示処分又は営業停止処分を受けたとき。	3 月
12　暴力行為等	
次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　役員等又は使用人が暴力行為等により逮捕された場合で、次のいずれかに該当したとき。	
ア　当該事案が本協会の職員に対して行われたものであるとき。	24 月
イ　当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであるとき。	12 月
(2)　役員等又は使用人が本協会の職員に対し暴力行為等を行い、その事実を本協会が認知したとき（第 1 号アに該当するものを除く。）。	12 月

(3)　役員等又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく、暴力的要求行為の中止命令を受けたとき。	12 月
13　不正又は不誠実な行為 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1)　本協会契約に関し落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	12 月
(2)　本協会契約に係る一般競争入札において入札参加資格に係る審査事項の確認に必要な書類を正当な理由なく本協会が定める期日までに提出しなかったとき。	6 月
(3)　本協会契約に係る一般競争入札における現場代理人（工事に関する設計、測量等に係る委託業務を除く。以下同じ。）又は技術者（以下「現場代理人等」という。）の配置に関し、次のいずれかに該当したとき。	
ア　申請した現場代理人等を正当な理由なしに配置しなかったとき。	6 月
イ　一度専任配置した現場代理人等を正当な理由なしに変更したとき。	6 月
(4)　本協会契約に関し、下請代金の支払遅延等があり、下請等の関係が不適切であると認められたとき。	3 月
(5)　本協会の区域内に有する営業所が営業所として不適格と認められたとき、又は営業所として不適切と認められた場合において改善の指示を受けたにもかかわらず、改善措置を講じないとき。	6 月
(6)　業務に関する法令（建設業法を除く。）に違反した場合で、次のいずれかに該当したとき。	
ア　役員等又は使用人が逮捕されたとき。	6 月
イ　監督官庁から処分等を受け、又は法令等に基づき商号等を公表されたとき。	3 月
(7)　前各号に定めるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月から 24 月までの間において理事長が定める期間
14　前各項に定めるもののほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪容疑により逮捕された場合で、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 月から 9 月までの間において理事長が定める期間